

## 八王子市保護施設指導検査実施要綱

令和3年9月14日施行

令和6年4月1日改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき実施する保護施設（医療保護施設を除く。）に対する指導検査について、必要な事項を定める。

### (指導検査の目的)

第2条 指導検査は、生活保護法をはじめとする関係法令及び八王子市条例に定める基準等の適合状況について明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって市における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

### (指導検査の基本方針)

第3条 生活保護法等、関係法令及び市の基準等を基本に、指導検査に関する国の通知等を勘案し、重点的かつ効果的に実施する。

2 指導検査により、指摘事項の発生要因及び是正策等を示し、施設の自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。

### (指導検査類型)

第4条 指導検査は、運営指導及び監査に分けて実施する。

2 運営指導は、指導検査事項全体について、施設の所在地において行う検査をいう。ただし、必要に応じて、あらかじめ指導検査事項を限定して実施することができるものとする。

なお、運営指導において改善すべき事項が認められ、指導検査後に施設等から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか必要に応じ、現地で確認する検査を行うものとする。

3 監査は、次のいずれかに該当する場合に行う検査をいう。

(1) 保護施設が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

(2) 運営指導による改善が認められないとき。

(3) 正当な理由がなく、運営指導を拒否したとき。

### (指導検査実施方針)

第5条 指導検査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向も踏ま

え、指導検査の重点項目を掲げる保護施設指導検査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度指導検査開始時まで別に定める。

（指導検査計画等）

第6条 運営指導の実施に当たっては、第2項から第4項までの検査計画の策定及び実施回数によることとし、監査は、必要に応じて適宜実施する。

2 検査対象及び実施時期等を含む検査計画を、毎年度指導検査を開始する時までに別に策定する。

3 法人・施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報、第8条に定める調査書の確認の結果等により、必要があると認められる場合は、検査計画にかかわらず適宜指導検査を実施する。

4 運営指導の実施回数は、原則として毎年度実施するものとする。ただし、前年度における運営指導の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、運営指導の実施回数を3年に1回とする。

（指導検査基準）

第7条 指導検査項目、関係法令及び評価事項等を示した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。

（調査書等の提出）

第8条 保護施設には、第5条で定める実施方針等を踏まえ指導検査に必要な指導検査項目を掲げた「社会福祉施設等調査書」（以下「調査書」という。）の提出を求めることができる。

（運営指導の実施）

第9条 指導検査の実施通知は、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、原則として当該保護施設の設置者に対して送付する。

- ア 運営指導の根拠規定
- イ 運営指導の日時及び場所
- ウ 運営指導担当者
- エ 準備すべき書類等

2 保護施設の運営等に問題が発生した場合又は通報等で必要があると認められる場合には、上記によらず指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。

3 検査体制は、原則として職員2人以上で編成する。

4 検査員は、検査基準に基づき、分担して検査を実施する。

5 運営指導終了後、当該保護施設の施設長等に対して、運営指導指導事項票を用いて、改善の必要な事項を口頭で指示する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、後日、関係者を招致して行うことができ

る。

- 6 運営指導は、その効果を高めるために、必要に応じて、関連部課職員等に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の照会を行うことができる。

#### (運営指導後の取扱い)

- 第10条 検査員は、検査終了後、直ちにその内容について検討し、改善を要する事項のある場合はそのことを明確にした上で福祉部長へ復命する。
- 2 検査員は、前項の検討結果に基づき、指導検査結果を当該保護施設の設置者に対して文書で通知する。
- 3 指導検査結果の文書指摘事項について、当該保護施設の設置者に対し原則として、30日以内に改善状況報告書の提出を求め、その改善内容を確認する。
- 4 度重なる運営指導によっても、改善が認められないときには、監査の実施対象とする。

#### (監査の実施)

- 第11条 監査通知は、監査の目的と効果を勘案し、監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。
- 2 監査体制は、原則として職員3人以上で編成することとする。
- 3 監査終了後、必要に応じて、施設長等に対して改善の必要な事項等を口頭で指示する。
- 4 監査には、必要に応じて、関係部課職員、関係行政機関職員又は施設に係る者に対し、必要事項の調査及び照会を行うことができる。

#### (監査後の措置)

- 第12条 検査員は、監査結果について、当該保護施設の設置者に文書で通知する。
- 3 監査結果における文書指摘事項については、当該保護施設の設置者に対して原則として30日以内に改善状況報告書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続する。
- 4 改善報告が期限内に提出されないとき、又は第3項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところによる手続を進める。
- 5 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、第3項及び第4項にかかわらず、直ちに法令の定めるところによる手続を進める。

#### (指導検査結果の公表)

- 第13条 運営指導及び監査の結果並びに改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認められた場合を除き、八王子市のホームページへ掲載し、

市民へ広く情報提供する。

(東京都との連携)

第14条 施設の指導検査に係る情報(指導検査結果等)については、東京都と必要な情報の交換を行う。

(行政処分所管部署への通知)

第15条 監査の結果、生活保護法第45条第2項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、事業の停止又は認可の取消の要件に該当する旨を、行政処分の所管部署へ通知する。

(国への報告)

第16条 指導検査結果は、必要に応じて国へ報告する。

(要綱の適用除外)

第17条 他の要綱に定めのある指導検査については、この要綱の適用を除外する。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

第2条 八王子市施設等指導検査実施要綱のうち、保護施設(医療保護施設を除く。)に対する指導検査の項目については、この要綱の施行日以後その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。